最終更新日：2019年7月10日
株式会社ＴＢグループ
代表取締役会長兼社長　村田　三郎
問合せ先：常務取締役経営管理本部長　信岡　孝一
証券コード：6775
http://www.tb-group.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は企業の社会的責任を果たすとともに、事業活動を通じて安定的な収益を上げ企業価値を高め、継続的に株主価値を増大させることを経営の最重要課題と考えております。そのためには、コーポレートガバナンスの確立が不可欠と考え、経営課題に対する明確な意思決定とそれに基づく迅速な業務執行ならびに適正な監督、監視を可能とする経営体制の構築、ディスクロージャーの拡充を図るとともに、個人のコンプライアンス意識の高揚のため、研修、教育の徹底を図り、総合的なコーポレートガバナンスを充実させてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④】
当社の株主における海外投資家の比率は少数であり、議決権行使プラットフォームの使用や英訳につきましては、現状の業績も考慮し必要に応じ検討してまいります。

【補充原則2-5①】
当社は、内部通報制度規程を制定しておりますが、今後経営陣から独立した窓口の設置を来年度中に設置を予定しております。

【補充原則3-1②】
当社は現在の株主構成において海外投資家の比率が低いと考えており、英文での情報開示を行っておりません。ただし、今後の業績結果等を勘案したうえで企業情報の開示体制の一環として検討してまいります。

【原則4-10】
当社は会社法が定める会社の機関を設置して企業統治の強化を行っています。今後は事業戦略の変化等を鑑みながら、統治機能を最善に保つことができる形態を検討して、必要に応じた改善をしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4【いわゆる政策保有株式】
当社は、取引先等との関係維持が当社の中長期的な事業戦略に必要であり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断される場合に限り、当該取引先の信用力、安全性等を検証したうえで、株式の政策保有を行います。
政策保有を行う場合には、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、その保有目的・合理性・資金活用方法及びリスクの観点から多面的に検証し、保有目的、合理性等が希薄化した場合には、政策保有株式を縮減いたします。
また、投資先企業については、定期的に各種法令順守状況や反社会的行為等に関するチェックを行い、議決権行使にあたっては、各議案について保有目的との整合性のみならず、成長性、あるいは当社の企業価値の向上に資するかどうか等を総合的に勘案して賛否を決定いたします。

原則1-7【関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引について、該当する特別の利害関係を有する取締役はその決議に参加できないこと、その取締役は定足数及び決議数の算定に当たり、取締役の数に参入しない旨を取締役会規程に定めております。また、会社法及び金融商品取引法などの定めに従い開示すべき関連当事者間の取引については、株主総会招集通知や有価証券報告書などで開示しております。

原則2-6【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金制度を導入しておりませんが、福利厚生の一環として、従業員自らが投資内容を選択できる確定拠出年金制度を設置しております。

原則3-1【情報開示の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、原則２－１、２－２に記載のとおり、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めております。
（ⅱ）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
今後、随時当社ウェブサイト、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示してまいります。
（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役の報酬は、平成2年5月開催の定時株主総会で決定された総額３億円の範囲内で各取締役の年間報酬を定め、毎月一定した月割額を支給しております。個別の年間報酬額は、業績、経営内容等を勘案し取締役の報酬は取締役の決議により、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しています。取締役及び監査役の報酬等については、株主総会の決議により定められる報酬総額の限度内で、業績、経営内等を勘案し取締役の報酬は取締役会の決議により、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しています。
（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選任及び社内から取締役候補者としての指名を行う際には、それぞれ職務における能力や実績だけでなく、人格に優れた者を候補者として選定する方針としております。当社はこの方針に基づき、取締役会で検討し決定することとしております。なお、社外取締役・社外監査役につきましては、退任する社外取締役・社外監査役とのバランスに配慮し、かつ人格に優れた者を候補者として、選定する方針としております。また、経営陣幹部のうち取締役の解任については、当社の倫理規範に違反した場合、取締役の選定基準を満たさなくなった場合等、解任すべき正当な理由が判明したときは、取締役会で公正、透明かつ厳格な審議のうえ、取締役会の決議をもって解任いたします。
（ⅴ）取締役会が上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任理由につきましては、法令に基づいた開示及び当社ウェブページで開示してまいります。また、取締役・監査役候補者の指名理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

補充原則4-1-1 [取締役会の役割と責務]
取締役会は、法令、定款および取締役会規程をはじめとする各規程にて定められた基準に則り、取締役会による専決事項とされている以外の業務執行決定を、取締役会以下の会議体および各職位へ委任します。委任の範囲を明確にし、各業務分野における業務施行の機動性と専門性を確保します。

原則4-9 [独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]
当社の独立社外取締役候補者の選任にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に準拠しております。独立社外取締役については、経験と識見から当社の論理に捉われない客観的視点を以て率直な意見を述べることができる人物を選定しており、取締役会においては忌憚ない意見を述べることができるように配慮しています。

補充原則4-11① [取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]
当社は、取締役会が客観的中立的な経営監視機能を発揮できるよう、高い独立性を確保し専門的な知見を有する人物を選任する方針であり、現在選任されている取締役は、原則3-1 に記載のとおりの方針に沿った選任を実施しております。

補充原則4-11② [取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]
当社の取締役・監査役における他の上場会社役員との兼任状況は、東京証券取引所にて開示しているコーポレートガバナンス・コードに関する報告書において開示しています。

補充原則4-11③ [取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]
取締役全体の実効性についての自己分析・評価は現在行っておりませんが、今後自己分析・評価に関しては検討してまいります。

補充原則4-14② [取締役・監査役のトレーニング]
当社の取締役・監査役は、会社が指定する経営陣を対象とした社内外の研修会に参加するとともに、外部の専門セミナーや経営者交流会、団体などへの積極的に参加するなど、必要な知識を習得あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や自己研鑽に努めております。

原則5-1 [株主との建設的な対話に関する方針]
当社では経営陣幹部である経営管理本部長がIR責任者となり、適切な情報開示を行うとともに、経営管理本部を窓口として株主・投資家からの問い合わせに対応しています。
また、個別面談の際には、インサイダー情報の漏えい防止に努めております。今後株主・投資家との対話機会の多様化を想定し、可能な範囲での当社ホームページ内IR情報ページの充実を図り、よりわかりやすく見ていただくための施策を検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社ビッグサンズ	705,900	8.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	233,400	2.66
村田　三郎	232,300	2.65
株式会社ホスピタルネット	197,100	2.25
原　信夫	155,800	1.78
北浜IRファンド第3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員北浜キャピタル・アセット・マネジメント株式会社	146,000	1.66
塚田　晃一	141,200	1.61
五十嵐　博明	135,300	1.54
竹田　邦洋	129,100	1.47
木村　敏数	125,600	1.43

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
谷　正行	他の会社の出身者											
中島　義雄	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷　正行	○	―――	企業経営において、豊富な経験と幅広い知見を当社の経営に生かしていただくとともに、業務施行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を頂けると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主の利益相反取引が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

中島　義雄	○	―――	企業経営において、豊富な経験と幅広い知見を有しており、その知見を当社の経営に活かし絵いただくとともに、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を頂けると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから一般株主との利益相反取引が生じる恐れがないと判断し、独立役員にしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査役制度を採用しております。監査役会において決定した監査方針、監査計画並びに職務分担等に従い監査業務を遂行しております。常勤監査役は、取締役会、その他重要会議に出席し適宜意見を述べるほか、業務執行における適法性・妥当性の監査を行っております。各執行役員部門の特性に応じたテーマ及び重点監査項目に沿って、担当役員あるいは部門管理責任者へのヒアリングを中心に情報収集と問題点を把握し、必要に応じて指摘事項や助言等の監査意見を伝達するなど監査の実効性に努め、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。社外監査役は、社外の良識や経験等に基づいた経営全般に対する客観的視点からの問題把握と多様な意見、進言を行い、常勤監査役による日常監査と合わせ、監視・監督機能の強化と独立性を確保しております。また、内部監査については、現在組織規模が小さいので常設組織は設置せず、社長直轄のタスクフォースにより実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
榎　卓生	公認会計士													
村松　謙一	弁護士										○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
榎　卓生		―――	公認会計士としての専門的な知識･経験等を当社の監査に活かしていただくため。
村松　謙一	○	―――	弁護士としての専門的な知識･経験等を当社の監査に反映していただくため。また、多数の会社経営にも関与しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと期待しており、独立性の基準及び開示加重要件に該当しないことから、一般株主との利益相反取引が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状の報酬体系、当社の客観的諸条件より実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランス等を考慮して、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。なお、平成2年5月2日開催の臨時株主総会での決議により、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) となっております。また、平成5年6月29日の第59回定時株主総会により、監査役の報酬限度額は年額30百万円以内となっております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

選任部門及び専任担当者は設置しておりませんが、必要に応じ経営管理本部がサポートしております。

2. 業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要)

(1) 現状の体制の概要

当社は取締役会が迅速かつ的確な意思決定を行うとともに、各部門を管掌する取締役及び執行役員相互の情報の共有化をその業務執行状況を監査する体制をとっております。また、取締役会を補佐する会議を適時開催し、組織への意思決定の徹底を図っております。また、監査役会は取締役会、執行部門からの業務執行状況の聴取、実査を通じ、法令遵守をはじめ、経営全般の監視･監査機能をはたしている

ため、経営の監視体制は確保されていると考えます。
(2) 現状の体制を採用している理由
当社は監査役による監査体制の強化を図ることにより、コーポレートガバナンスの実効性を確保することが当社グループにとって合理的であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。
取締役会については、当社グループ事業に精通した取締役で構成し、運営することが取締役の客観性及び中立性を確保しております。社外監査役は、適正性監査に留まらず、外部者の立場から取締役会等で、広範囲に積極的に意見し、業務執行者である取締役に対し経営全般について助言を行っており社外取締役に求められる役割は現在充分果たしていると判断しております。
(3) 監査役の機能強化に向けた取り組み状況
監査役を支える人材は、監査役等の求めに従い確保する方針で取り組んでおり、現在のところ経営管理本部がその任を担っております。
(4) 独立性の高い社外監査役の選任状況について
当社の社外監査役は、独立性の高いものを選任しております。
(5) 財務及び会計に関する知見を有する監査役の選任状況について
財務及び会計に関する知見を有する者として、公認会計士を1名選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役による監査体制の強化を図ることにより、コーポレートガバナンスの実効性を確保することが当社グループにとって合理的であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	毎年6月10日頃発送しております。また、2019年は6月5日にインターネット公開し、6月10日に発送を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に1度程度実施しております	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、株主総会配布資料等について掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務人事部で担当しております。	
その他	IRメールマガジンを発行しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「倫理規範」にて当社グループの役職員が遵守すべき行動基準を掲げております。「倫理規範」 では、当社の使命、価値観を一層具現化するとともに、構成員一人ひとりの心がけるべき行動 あるいは心構えを明示し、当社の遵法および社会に開かれた公正で透明性のある企業を目指 しているという姿勢を社内外に宣言するとともに、当社に関わる全ての人々-株主･お客様･従業員･取引先および地域社会等-から信頼されるよう努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、顧客、従業員、取引先等の関係のある方々が必要としている会社の経営全般にわたる情報を適時適切に、または効果的に提供することに努め、透明性の高い「開かれた企業」としての 信頼を得るように努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社を含む企業集団はその事業目的と経営方針を組織全体が周知徹底し、一体となって企業価値を高めるため、経営トップを推進責任者として内部統制システムの構築と継続的な体制整備に取り組んでまいります。
具体的には以下の方針に沿い整備いたします。
1．当社及び子会社の取締役、使用人の職務執行が法定及び定款に適合することを確保するための体制について
　コンプライアンス統括責任者として、当社代表取締役社長を任命し、取締役会、監査役会の機能強化と倫理規範、内部通報制度規定を整備しております。
2．取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
　取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき適正に保管し、必要な場合本社において速やかに閲覧が可能となるよう体制を整備してまいります。
3．当社及びグループ各社の損失の危険管理に関する規程そのほかの体制
　リスク管理に関する統括責任者に当社代表取締役社長を任命し、「リスク管理規程」をはじめ関連規程を整備するとともに監査役、会計監査人との連携のもと、内部監査の拡充を図ってまいります。
4．当社及び子会社の取締役の職務遂行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社及び子会社の取締役会は中期経営計画及び年次経営計画を策定し、代表取締役及び部門担当取締役および執行役員は目標達成に向け職務を遂行し、取締役会が実績管理を行う。また、職務遂行の基準となる、「決裁権限及び決裁書類取扱い規程」等の規程の準備を行います。
5．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
　「子会社管理規程」に基づき子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を整備するとともに、監査役会、会計監査人との連携のもと、内部監査の拡充を図ってまいります。
6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役会からの独立性に関する体制とその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
　現在監査役の職務を補助する専任の使用人はおいておりませんが、今後監査役より要請のある場合は、協議に基づき設置を検討してまいります。
7．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制そのほかの監査役への報告に関する体制及びそのほか監査役が実効的に行われること
を確保するための体制
　当社及びグループ各社の取締役会は業務執行状況について監査役会への定期的に報告を行うとともに、重要な事実については、発生の都度報告を行う。また、監査役会は代表取締役社長と定期的な会合を持ち監査の実効性を高めてまいります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及びグループ各社はは反社会的勢力や団体に対して毅然とした態度･行動で臨み、一切の関係を遮断しております。「倫理規範」にその旨を明文化し当社役職員に周知徹底するともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備してまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

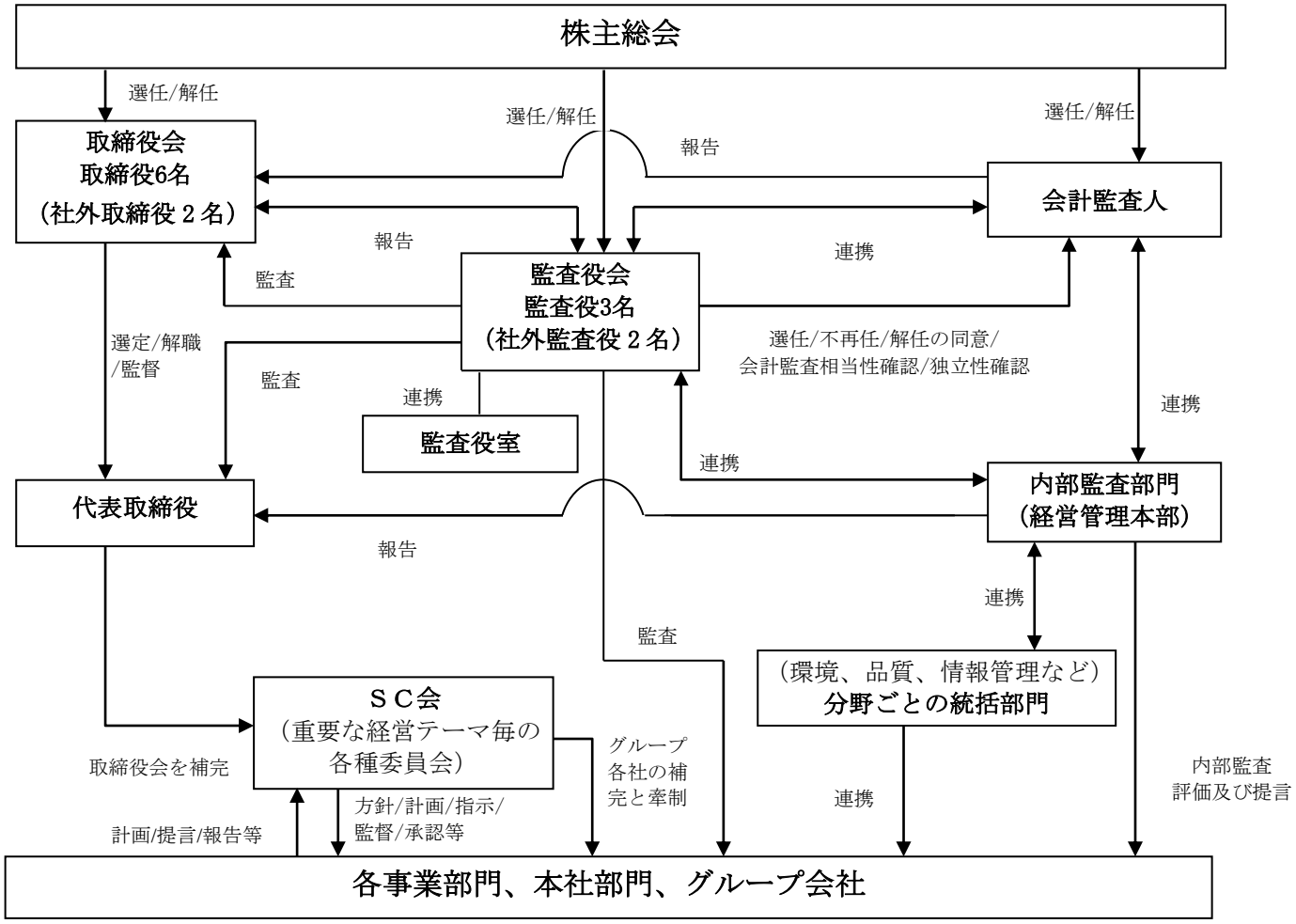
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

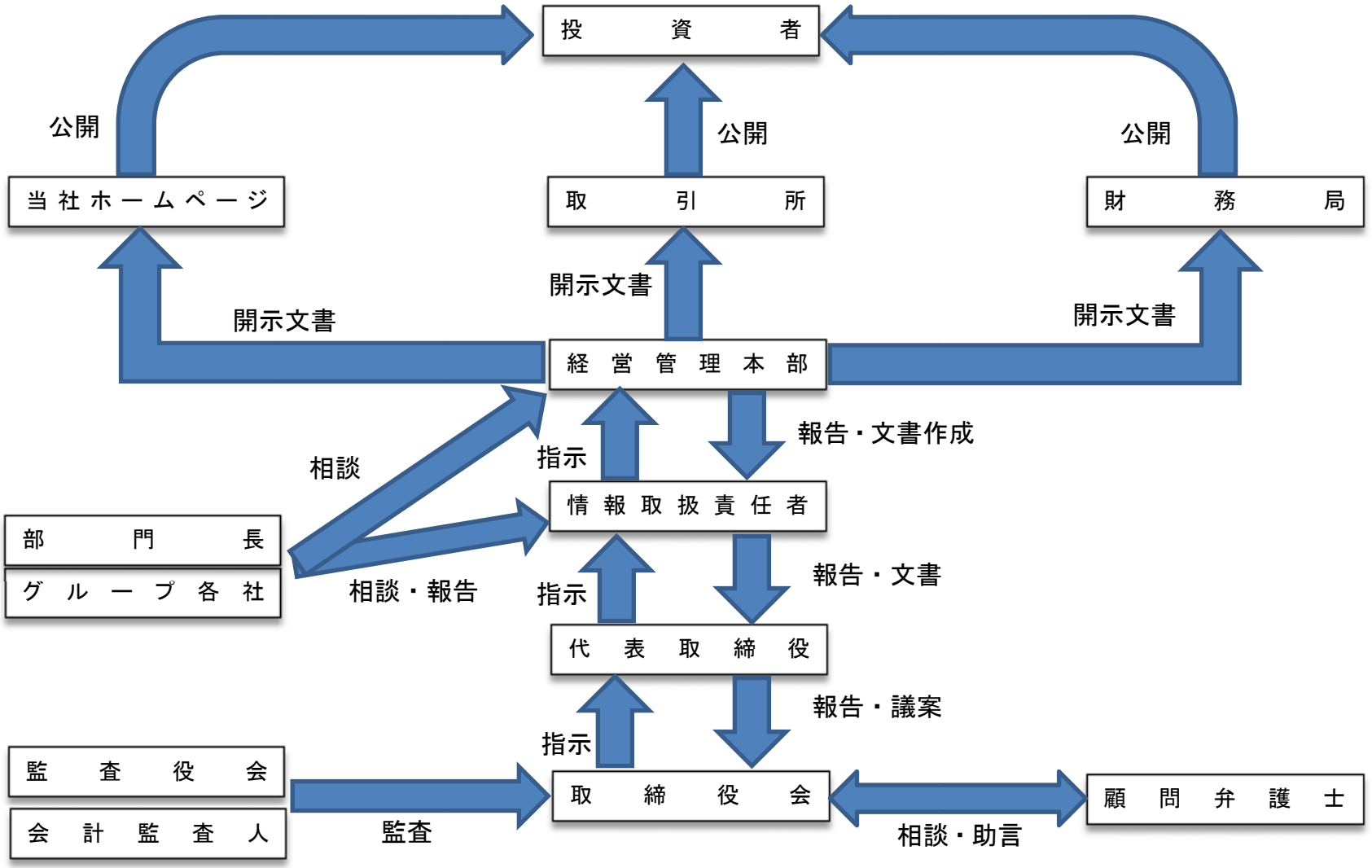
定款の定めにより、法令または定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当社の株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議をおこなうこととしております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社及びグループ各社は、会社に関する情報を適切に開示するため、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」（以下、「適時開示規則」という）に則り、適時開示体制を整備しております。
経営管理本部長を「情報管理責任者」に任命し、重要な会社情報の一元的管理と、情報開示の統括を行っております。 また、各部門長及びグループ各社社長を「情報管理責任担当者」として、会社情報の把握、通知、連絡を行う社内体制を整えております。
当社および当社子会社では、各部門の情報管理担当者からの会社情報が情報管理責任者へ集約されます。
情報管理責任者は、適時開示規則に基づき当該情報が適時開示を必要とする事項に該当するか否かについて、代表取締役及び関係者と協議して決定します。
当該情報が適時開示を必要とする事項に該当する場合は、決定事項並びに決算情報については決定後遅滞なく、発生事実については、発生後速やかに、代表取締役指示に基づき情報管理責任者が情報開示を行います。
開示に当たっては、経営管理本部全体で情報管理責任者をサポートし、取引所への適時開示、報道機関への公表及び当社ホームページへの公表資料の掲載を行います。


株主総会
選任/解任
選任/解任
選任/解任
取締役会
取締役6名
（社外取締役２名）
報告
会計監査人
報告
連携
監査
監査役会
監査役3名
（社外監査役２名）
選定/解職
/監督
監査
選任/不再任/解任の同意/
会計監査相当性確認/独立性確認
連携
連携
監査役室
連携
内部監査部門
（経営管理本部）
代表取締役
報告
連携
監査
（環境、品質、情報管理など）
分野ごとの統括部門
ＳＣ会
（重要な経営テーマ毎の
各種委員会）
グループ
各社の補
完と牽制
内部監査
評価及び提言
取締役会を補完
方針/計画/指示/
監督/承認等
連携
計画/提言/報告等
各事業部門、本社部門、グループ会社

【適時開示体制　模式図】


投資者
公開
公開
公開
当社ホームページ
取引所
財務局
開示文書
開示文書
開示文書
経営管理本部
報告・文書作成
指示
相談
情報取扱責任者
部門長
グループ各社
相談・報告
指示
報告・文書
代表取締役
報告・議案
指示
監査役会
会計監査人
監査
取締役会
顧問弁護士
相談・助言